

アルフェーヌス・ウァールス Alfenus Varus 『学説集 Digesta』 の 編別構成再考

林 智 良

はじめに——問題の所在と検討範囲の設定

第1章 アルフェーヌス『学説集』の成立と前史

第2章 アルフェーヌス『学説集』史料の残存状況

第3章 アルフェーヌス『無名要約』『パウルス要約』の編別構成
むすびにかえて

はじめに——問題の所在と検討範囲の設定

ローマ法史分野において“Digesta”という題名の書物を称する時には、大きく二つのものがあることはよく知られている。ひとつは、紀元後6世紀東ローマ帝国のユースティニアヌス帝が命じて行われた諸立法に含まれる学説集・法令であり、こちらは、本邦で明治期以来の『学説彙纂』という訳語が定着している。残りひとつは共和政末期から元首政期にかけて、個別の法学者が記した作品として伝えられる書物であり、その断片の多くは前者の『学説彙纂』に収録されるかたちで今日に伝えられる。後者は、『学説集』、『法学大全』、『学説大全』、『解答集』など多彩な訳語があてられているが、本稿では後者を『学説集』と訳する。⁽¹⁾『学説集』の標題を冠する著作をのこしたローマの法学者として、バーガーは『ローマ法百科事典』の項目においてプーブリウス・アルフェー

ヌス・ウェアルス P. Alfenus Varus (以下では「アルフェーヌス」と略記する)、ケルスス Celsus, ユーリアーヌス Iulianus, ケルウィディウス・スカエウォラ Cervidius Scaevola, マルケッルス Marcellus の名を挙げる。そして『学説集』とは、包括的な著作であり、構成方針は著者により多様であるが、市民法分野と法務官法領域の両方を対象にしているところに共通性がある。しばしばその法学者の初期の作品(『解答録 Responsa』や『質疑録 quaestiones』)を収録し、それをなんらかの体系的順序により整序(digerere)したものであるとバーガーは述べる⁽²⁾。本稿ではバーガーの記述によりつつ、アルフェーヌスが最古の『学説集』を残したことと、『学説集』は単なる素材の集積でなく、標題の意味上からも、なんらかの編成原理に従って編まれたらしいことを、まず記しておきたい。

さて、筆者は共和政末期のローマで法学者・政治家として活動し、後世のローマ法学に影響を与えた紀元前39年補欠執政官であるアルフェーヌスにつき検討する機会を複数得てきた⁽³⁾。それはアルフェーヌスの政治家としての側面と法学者としての側面との両方にわたるが、拙著の刊行後にもそのそれぞれにおいて研究の蓄積がなされてきた。それらの反映と自己の見解の更新が課題であるが、これについては他日を期すこととし、本稿ではまずアルフェーヌス『学説集』の編別構成という問題に絞り込んで検討することとしたい。すなわち、アルフェーヌス『学説集』とは、彼が自らの主著として記し、古典期の法学者パウルスと氏名不詳の法学者とによる計2編の要約の一部とされるものを中心にその断片が伝えられるものであるが、拙著を記した時点において筆者は紀元前95年執政官である神官クィントゥス・ムーキウス・スカエウォラ(以下、スカエウォラと略記する)の『市民法論』18巻における編別構成の影響を強調するワトソンの再構成案を紹介するにとどめ、結論として『学説集』の体系ないし構成が後代の法学者に影響を与えたと言うよりはむしろ、同書で扱われた個々の事例とアルフェーヌスの解答に後代の法学者

320 (472)

が自らにとっての利用価値を見出し、それゆえに後々も同書が注目を集め続けたという結論を下した。⁽⁵⁾ 実際には、古典期法学を検討するにあっても、アルフェーヌスの議論、さらにさかのぼってセルウィウスら共和政末期法学者の見解が議論の重要な出発点として追求される事例をししばし⁽⁶⁾に目にする。そこで、多くの場合にアルフェーヌス『学説集』を中心とする彼の法学説が両者の架橋をなしたものと推定される。さて、アルフェーヌス『学説集』の編別構成ないし体系の問題に移れば、上述したように“Digesta”という書名自体、そもそもなんらかの分類構成軸の存在を含意する。また拙著公刊にあっても、筆者にとってワトソンの再構成案をそのまま受け入れるのは抵抗があり、距離を置いた所論の紹介にとどめることとなった。さらに拙著刊行後の1999年にアルフェーヌス『学説集』の残存断片を悉皆検討し、同書のローマ法学史における位置づけと法的議論の特徴とを包括的に論じたロート Roth のモノグラフが⁽⁷⁾公刊され、研究状況に画期をなしている。そこで、本稿において、古くはレーネル Lenel を嚆矢とする同書復元の試みを振り返り、ロートに至る欧州の主要論者の検討に拠りつつ、この問題に関する研究史を振り返ってみたい。そしてそれをもとに同時代のローマ法学におけるアルフェーヌス『学説集』の位置づけを試みたい。本稿で行うこのような検討は、後代で他の法学者がのこした『学説集』における編別構成との比較を通じて、『学説集』文献の生成展開を俯瞰的に見通すことにもつながるものと考えている。

第1章 アルフェーヌス『学説集』の成立と前史

本章では、アルフェーヌス『学説集』の成立をめぐる諸事情を確認しておこう。紀元前1世紀は、たしかにローマ法学の一大発展期にあっている。この時代に、ようやく古典期の法学者が準拠し、参考とするものとしての法学説が具体的に現存史料として確認可能となってくる。その中でも名高いのが前記のスカエウォラ『市民法論』18巻である。⁽⁸⁾ 同書

はローマ法学の画期をなすものとされ、旧来の法体系としての市民法（*ius civile*）を対象としている。同書成立後も古典期のサビーヌスやポンポニウスが同書の枠組みによる註解のかたちで自著を著して市民法論ないし市民法註解の著述伝統をなしたこと、さらにウルピアーヌスがこの系譜で『サビーヌス註解 *ad Sabinum*』51巻を記したことはよく知られている。そして、市民法論伝統の鼻祖となるスカエウォラ『市民法論』が、はじめの部分で遺贈や遺言を扱ったと推測されることが、多大な議論を呼んできた。ここで周知のことにあえて触れるが、紀元後19世紀ドイツ法学の成果として再構成されたパンデクテン体系での家族法・親族法部門への位置づけはもちろんのこと、紀元後2世紀に成立したガイウス『法学提要』における位置づけともそれは異なっている。後者では、相続法は「人の法」「物の法」「訴訟の法」と同書が展開する中の「物の法」に位置づけられている⁽⁹⁾。それは、相続が、物の包括取得又は個別取得という性格を持つがゆえの、講述順序とされる。

それに対して、スカエウォラ『市民法論』におくれて、法務官を主とする政務官が発する告示（*edictum*）を対象として、彼の次代にあたるセルウィウスがブルトゥスに宛てた非常に簡潔な2巻本の『告示註解 *ad edictum*』を記したと、ポンポニウスの『法学通論単行書 *Liber singulari enchiridii*』によって伝えられている⁽¹⁰⁾。スカエウォラ『市民法論』に遅れて成立したが、旧来の市民法体系を修整・補充するものとしての政務官法・名譽法（*ius honorarium*）体系を対象とする学術的著作の嚆矢である⁽¹¹⁾。ただし、その残存史料は1箇所にとどまり、『告示註解』著作の編別構成を推測することは、同書につき未だ困難ではある⁽¹²⁾。さらに、セルウィウスの弟子のオーフィリウスも裁判権に関わる法務官告示を入念に扱った著作として『告示註解』を記したと同じポンポニウスによって伝えられ、同書については他の法学者の記述中での引用をレーネルが17箇所収録する⁽¹³⁾。同書において、既に記述が自治市の裁判権からはじまっていることがレーネルによって推測され、それが後代の『告示註

解』系著述が有する特徴に類似するものととらえられていることは、特に注記しておきたい。⁽¹⁴⁾これは、遺贈又は遺言からはじまると推測されるスカエウォラ『市民法論』18巻以降の「市民法論」系編別構成とは相当に相違している。⁽¹⁵⁾レーネルは、オーフィリウス『告示註解』冒頭の断片として、複数原告の訴訟参加を扱うガイウス文を挙げ、その標題として「自治市の裁判権 (De iurisdictione municipali)」を与えており、同書が最初期の『告示註解』として後代の『告示註解』と構成面でも通底する可能性を推測している。⁽¹⁶⁾この点を見ると、後代の法学者によるオーフィリウスの著作への関心も相当に高い。しかし、オーフィリウスがセルウィウスの高弟として、アルフェーヌスと並ぶかたちで他の8名の弟子を圧する扱いをポンポニウスの記述において受けていることを考えても、アルフェーヌス『学説集』が2件の要約というかたちで71断片分その書名を冠して伝えられていることは後代のローマ法学史における格別の重みとして評価できる。筆者としては、アルフェーヌス『学説集』の内容が素材として後代のローマ法学者に価値があったと再度考える次第である。もちろん、セルウィウス以前の法学者による発言は、ほぼ全て他の法学者中での引用として伝えられている。なお、オーフィリウスの後も、ひきつづいて『告示註解』が法学者の注力する著作部門となり、ラベオーやマスリウス・サビーヌスによる執筆も伝えられる。その後ハドリアヌス帝の時にユリアーヌスが起草して施行された「永久告示録 edictum perpetuum」はその伝統と密接な関わりを有しており、その存在が古典期の法学者、ガイウス、ポンポニウス、ペディウス、カッリストラトゥス、パウルス、ウルピアーヌスらによる『告示註解』の執筆を促した。⁽¹⁷⁾その掉尾を飾るウルピアーヌス『告示註解』は81巻の浩瀚な著作をなし、同じく『市民法論』系著作の掉尾を飾った同人の『サビーヌス註解』51巻を、その巻数と現存断片の分量において凌駕する。⁽¹⁸⁾

第2章 アルフェーヌス『学説集』史料の残存状況

拙著での議論と一部重複するが、本章では、アルフェーヌス『学説集』編別構成の復元をめぐる論争の基底となる、史料の伝承状況について確認しておこう。⁽¹⁹⁾レーネルは、アルフェーヌス『学説集』に関連する断片として計74箇所を挙げる。⁽²⁰⁾そのうちアルフェーヌス『学説集』に直接言及する史料が3箇所(Nr.1-3)、『無名要約』の一部とされる断片が27箇所(Nr.4-30)、『パウルス要約』の一部とされる断片が44箇所(Nr.31-74)とする。本稿では、直接言及する3箇所に限って翻訳紹介してみたい。

「もし、遺言を作成していた者がはじめの相続人たちを指名してから、それに続く相続人たちを明らかにする前に発話不能となったならば、彼は遺言作成を完了したというよりは遺言作成に着手したものと解される。そのようにセルウィウスが解答したとウェールスは『学説集』第1巻にて記した。したがって、はじめの相続人たちはこの遺言によっては相続人とはならないであろう。その点につきラベオーが考えるところでは、遺言を作成した者に、続けてさらに多くの相続人を発表しようという意思があったと認められるような場合においてのみそれは正しいという。この私(ヤウォレーヌス)も、セルウィウスがそれ以外のことを考えていたとは思わない。」(『学説彙纂』第28巻第1章第25法文 ヤウォレーヌス『ラベオー遺稿集』第5巻)⁽²¹⁾

「法学者にして、セルウィウス・スルピキウスの弟子アルフェーヌスは、『学説集』第34巻、又は『雑録』の第2巻において次のように言った。ローマ国民とカルターゴー国民の間で締結された条約において、『カルターゴー国民は、毎年純粋で混じりけ無し(purum et putum)の銀を所定の重量分ローマ国民に与えるべし』という文言が見出された。そこで、『純粋で混じりけ無し、とは何なのだろうか』という問いがなされた。それに対しアルフェーヌスはこう言った。『混じりけ無し(putum)、という言葉はたしかに、純粋な(purum)、と言うことであり、

それはすなわち、新しい、や、独特な、の意味を強めつつその意味をあらわすことを私たちが望みながら、新しくてまっさらの、や、独特で他に無い、と話すようなものである、と私すなわちアルフェーヌスは解答した』と。」(ゲッリウス『アッティカの夜』第7巻第5章第1節⁽²²⁾)

「実際、アルフェーヌス『学説集』第39巻で言及されていることだが、セルウィウスもまた次のように解答している。3人の人が、ルーシーターヌス人らに捕まえられて、そのうち1人が解放されたが、その際の条件は、彼が3人分の(身代)金を持ってくるべし、そして彼が戻らなければ(捕まったままの)2人が彼の分の(身代)金も与えるべし、とされた。(解放された)彼は戻ることを望まず、そのために(捕まったままの)その者たちが3人目の彼の分も支払った。セルウィウスは、法務官がその者(ママ)に訴訟を付与することが衡平になっていると解答した」(『学説彙纂』第3巻第5章第25法文首項⁽²³⁾)

ここで各史料での議論本体には立ち入らないが、これら3史料は、アルフェーヌス以外が著した史料の中で典拠としてのアルフェーヌス『学説集』が明言された引用、という共通の特徴を持っている。巻数については、アルフェーヌス『学説集』第1巻、第34巻、第39巻への言及がそれぞれなされている。そしてこれらの内容を一瞥するだけでも、以下の2点に気づく。(1)アルフェーヌス『学説集』第1巻では遺言の学説が対象となったこと。(2)3断片中の2つにおいて、アルフェーヌス『学説集』は、彼の師セルウィウスの解答を伝えるものとして言及されていること、がそれである。これらの両方が、アルフェーヌス『学説集』の復元一般をめぐる学説状況に深い影響を与えているように見受けられるが、とりわけ、同書の編別構成をめぐる近現代の議論では、勿論ただ1箇所⁽²⁴⁾の証拠によるものではあるのだが、第1点による影響が深甚である。最後に、この3箇所のみにとどまるという史料の残存状況では、同書本体の編別構成を全体として推測することは困難である。そこで、現状では『学説彙纂』中の標題に巻数も明示されている両要約の断片を手掛かりに、構

成の復元を試みることのみが可能となる。

第3章 アルフェーヌス『無名要約』『パウルス要約』の 編別構成

本章では、アルフェーヌス『学説集』の『無名要約』『パウルス要約』の編別構成復元をめぐる近現代の諸家による多数多様な議論のうち、レーネル、ワトソン、ロートのものについて整理検討してみよう。なお、デ・サルロの業績について本稿では対象外とする。⁽²⁴⁾

検討の都合上、『無名要約』をまず取り上げるが、同書が「永久告示録」を典型とする『告示註解』型の編別構成に、もとのアルフェーヌス『学説集』の素材を再配列したことにつき争いは無い。⁽²⁵⁾そこで、同書についてはレーネルによる標題提案を紹介するにとどめる。⁽²⁶⁾「遺言」や「遺贈」の論題は、同要約書冒頭では無く、存在が伝えられる全7巻のうちで第5巻に配されている。⁽²⁷⁾

第1巻（空白）

第2巻「否認訴権及び相隣者の法について (De negatoria actione et iure vicinorum)」「四足獣による損害について (De pauperie)」「アクィーリウス法について (Ad legem Aquiliam)」「墮落した奴隷について (De servo corrupto)」, 「特有財産について及び利得返還訴権について (De peculio et in rem verso)」「売買について (De emptione et venditione)」「賃約について (De locatione et conductione)」

第3巻（空白）

第4巻「被解放自由人の労務について (De operis libertorum)」

第5巻「遺言について (De testamentis)」「遺贈について (De legatis)」

第6巻「審判人および審理員について? (De iudiciis recuperatoriis?)」

「自由身分に関する訴訟 (De liberali causa)」

第7巻「自由身分に関する訴訟 (De liberali causa)」「徴税請負人及び

アルフェーヌス・ヴァールス Alfenus Varus 『学説集 Digesta』 ……

租税及び没収について (De publicanis et vectigalibus et commissis)」

もう一つの『パウルス註解』については、『無名要約』と異なってアルフェーヌス『学説集』の構成を反映するものと推測されているが、編別構成上類似するモデルをめぐって議論が見られる。まずレーネルの再構成提案を見ておこ⁽²⁸⁾う。

第1巻 (空白)

第2巻「遺言及び遺贈について (De testamentis et legatis)」 「用益権の遺贈について (De usu fructu legato)」 「地役権の遺贈について (?) (De servitute legata?)」 「什器の遺贈について (De instrumento legato)」 「特有財産の遺贈について (De peculio legato)」

第3巻「相続財産請求訴権について (De hereditatis petitione)」 「所有物取戻訴権について (De rei vindicatione)」 「組合訴権 (Pro socio)」 「売買について (De emptione et venditione)」 「賃約について (De locatione et conductione)」 「事実訴権について? (De in factum actionibus?)」 「嫁資について (De dotibus)」

第4巻「握取行為又は売却に際しての条款について (De legibus mancipi aut venditionis)」 「雨水阻止について (De aqua pluvia arcenda)」 「公河川について (De fluminibus publicis)」

第5巻「地役権について? (De servitutibus?)」 「盗及び積荷横領について (De furtis et onere averso)」

第6巻 (空白)

第7巻 (空白)

第8巻「遺贈について (De legatis)」

ここでは、個々の項目を「市民法論」から採ったものかとレーネルは推測しているが、全体の編別構成については特段の推測を示していない。⁽²⁹⁾

他方で、そこから一歩進んだのが、既に拙著でも紹介したワトソンの推測である。ワトソンは、『パウルス要約』はそもそもアルフェーヌス『学説集』本体の編別構成・体系を色濃く反映したもので、アルフェーヌス『学説集』自体はスカエウォラ『市民法論』の深甚な影響下にあり、その後（『市民法論』系著作として）成立し、その編別構成・体系も修整を経ているサビーヌス『市民法論』とスカエウォラ『市民法論』の中間に位置していると結論づける。⁽³⁰⁾筆者なりの付言であるが、アルフェーヌス『学説集』第1巻として「相続」を扱う引用が残されていたことの影響は大きかったと見る。⁽³¹⁾

これに異論を唱えたのがロートである。ロートは、レーネル、ブレイマー以来の『パウルス要約』再構成案を検討したうえで、ワトソンの説を批判する。⁽³²⁾そして、『パウルス要約』全8巻のうち、第3-5巻の範囲下のいずれかの箇所での区切りを置き、その前半にサビーヌス『市民法論』の構成をあてはめ、後半に『告示註解』大系の構成を当てはめる、そのうえで、さらに後半部を第1ブロックと第2ブロックとに下位区分する複合説を提唱する。第1ブロックの方が契約法的題材を含むのに対して、第2ブロックの方は物の法、とりわけ土地法の物的関係というテーマの下に結びつけうるといふ。そして両ブロックは『告示註解』的体系の枠内で対置できるとする。さらに第8巻には補遺が含まれるという。再び「遺贈について」が含まれることの説明である。以下に、全体としてのロートの再構成提案の表を掲げる。⁽³³⁾

第1巻「法定相続人について (de legitimis heredibus)」

第2巻「遺言について (de testamentis)」
 「何らかの態様でのこされた遺贈物 (legata quemadmodum relinquuntur)」
 「用益権の遺贈について (de usu fructu legata)」
 「地役権の遺贈について (de servitute legata)」
 「遺贈について (de legatis)」
 「什器の遺贈について (de instrumento legato)」
 「妻のために遺贈がなされた場合 (si uxoris causa

アルフェーヌス・ヴァールス Alfenus Varus 『学説集 Digesta』 ……

- legata legentur)」「特有財産の遺贈について (de peculio legato)」
- 第3巻「家具の遺贈について (de supellectile legata)」(第1ブロック)
「委任又は委任反対訴権 (mandati vel contraria)」「組合訴権 (pro socio)」
「売買について (de emptione et venditione)」
「賃約について (de locatione et conductione)」
「嫁資について (de dotibus)」(第2ブロック)
「相続財産請求訴権について (de hereditatis petitione)」
「所有物取戻訴権について (de rei vindicatione)」
- 第4巻「地役権について (de servitutibus)」
「雨水阻止について (de aqua pluvia arc.)」
「公河川について (de fluminibus pub.)」
「土地境界について (de modo agri)」
「[物の] 付加と受容について (de accessionibus et recept.)」
「追奪について (de evictione)」
「提示〔訴権〕について (ad exhibendum)」
- 第5巻「盗について (de furtis)」
- 第6巻 (?)
- 第7巻 (空白)
- 第8巻「遺贈について (de legatis)」

ロートの提案は、レーネルの提案を大きく修整するものではないが、その背後の編成原理として『市民法論』と『告示註解』との複合を見出すところに一定の新規性と説得力を認める。ロートのモノグラフは、他の箇所でも全残存断片の詳細な検討を行っていることも、その説得力を強めている。さらに、背景として共和政末期ローマの法学においてそれぞれ発展した『市民法論』系列と『告示註解』系列という著作群の狭間にアルフェーヌス『学説集』が位置していたことに鑑みると、筆者は『市民法論』系列のもとに同書をおくワトソンの説よりも、ロートの複合説により大きな説得力を見出す。また、アルフェーヌス『学説集』とそれに続く『学説集』著作との構成上の影響関係をこれから考えるためにも魅力的である。

むすびにかえて

本稿での作業は、専らロートの新説を紹介し、その前提となる史料と周辺状況、学説史の一部を検討することに終始した。しかし、その営みを通じて、アルフェーヌス『学説集』が『市民法』著作の伝統とも『告示註解』著作の伝統とも一線を画す位置に属しながら、後世に多大な影響力を及ぼした様子の一端は描き出せたものと思いたい。はじめに企図していた仕事の一部として、古典期に記された『学説集』独自の体系のあり方の確認とアルフェーヌス『学説集』の体系との関係があったが、それは今後の課題とした⁽³⁴⁾。

(了)

(付記)

吉川直人先生は、同じ京都大学大学院法学研究科で学ばれた先輩にあたります。このたび、「神戸学院法学」誌追悼号への寄稿につき同研究科修了の関係者にお声かけを頂き、自分は後輩の末席に座する者としてご依頼を光栄に存じ拙文をお寄せする次第です。吉川先生は後輩の大学院生にとって、書に貧する清貧の生活で、また、学術活動に付随するさまざまな奉仕も厭わぬ利他の精神で知られていました。拙文を捧げまして謹んでお悼み申し上げます。

2020年12月29日 擲筆

注

- (1) 本稿における文献引用にあたっては、林智良『共和政末期ローマの法学者と社会——変容と胎動の世紀』(法律文化社、1997年)(以下、拙著と略記する)16-22頁の文献リストにおける略号を用いる。あわせて、本稿独自に以下の文献略号を用いる。〔欧文のもの〕Berger, EDRL=A. Berger, *Encyclopedic Dictionary of Roman Law* (Philadelphia, 1953); Lenel, EP³=O. Lenel, *Das Edictum Perpetuum - ein Versuch zu seiner Wiederherstellung 3 Aufl.* (Leipzig, 1927); Liebs, PAV=D. Liebs, “P. Alfenus Varus - Eine Karriere in Zeiten des Umbruchs”, *SZ, Rom. Abt.* 127 (2010); Roth, AD=H. Roth,

Alfeni Digesta - Eine spätrepublikanische Juristenschriften (Berlin, 1999); De Sarlo, AVD=L. De Sarlo, *Alfeno Varo e i suoi digesta* (Milano, 1940); Turelli, A6D=G. Turelli, “Alfenus 6 Dig. D. 5.1.76, L 23. - per una lettura che ricomponga diritto e retorica”, SDHI84 (2019); Turelli, NPA=G. Turelli, “La nozione di populus in Alfeno”, (*Revue Internationale des Droits de l'Antiquité* (RIDA) 65 (2018) [和文のもの] 『西洋法制史料選古代』 = 久保正幡先生還暦記念出版準備会編 『西洋法制史料選 I 古代』 (創文社, 1981年); 塚原「ケルスス」 = 塚原義央「古典期法学者・ケルススの遺贈解釈——家財道具 supellex の遺贈を中心として」(早稲田法学会誌67-2); 三阪『前段の司法』 = 三阪佳弘『『前段の司法』とその担い手をめぐる比較法史研究』(大阪大学出版会, 2019年) 拙著では、設題とそれへの解答が頻出するアルフェーヌスの“Digesta”及び同書要約の形式に着目したため同書を『解答集』と訳していたが、ローマ法学の古典期には“libri responsorum”という、『解答集』と直訳できる題名の著書が書かれていることを考慮して、本稿では訳語を『学説集』にあらためたい。

- (2) Berger, EDRL, p. 436 法学者の表記は一部修正した。共和政末期及び古典期の各ローマ法学者の名称と主要業績・活動時期については、柴田「ローマ法学」35-41頁を参照。
- (3) 拙著82-98, 233-247頁 三阪『前段の司法』における分担箇所において、アルフェーヌス『学説集』の残存断片としては最長のものとなる『無名要約』第2巻からの引用を一部検討したことがある(同書102-103頁 D. 9,2,52,1)。ちなみに、検討した箇所は盗人を追跡する過程で乱闘に発展し盗人に大怪我をさせたしまった店主に対しアクィーリウス法上の責を免ずる趣旨のものであるが、詳細具体的な事例説明で、他の『学説彙纂』法文に多く見られる簡潔抽象的な記述との対照性を強く感じた。さて、その仕事に続いて、筆者はアルフェーヌスの解答が対象とする相談者の社会的所属階層および非富裕層・非政治的有力者による法律相談の利用可能性についてさらに対象範囲を拡げて、2020年に次の論考を記した。Tomoyoshi Hayashi, “The Addressees of the Responsa of P. Alfenus Varus and the Accessibility of Legal Support for ‘Ordinary’ People in late Republican Rome” (RIDA67 (2020) に掲載決定)。
- (4) Lenel, PIC, I, S. 37-53 なお、アルフェーヌス他の法学説の断片および著作再現の古典的試みとして、本稿でもまずレーネルに拠ることとする。その際に、個々の法学者の断片に対してレーネルが付した番号を“Nr. X”という形式で断り無く用いる。
- (5) 拙著234-237頁を参照
- (6) 例えば、古典期法学者のケルススが、家具の遺贈に関する自らの学説

を展開するにあたって、セルウィウス以来の議論を援用した過程を塚原「ケルスス」が詳細に追跡検討している。その際、ケルススの学説が、その“Digesta (同論文では『法学大全』)”第19巻からの抜粋として伝えられることから、『学説集』ジャンルの鼻祖がそもそもアルフェーヌス『学説集』であること、『学説集』の書物としての性格、その体系の問題について学説を検討しており、参考となる(塚原「ケルスス」294-295頁)。なお、同論文について著者は、かつて『法制史研究』第68号(2018年)326-328頁掲載の書評で肯定的に評価した。

- (7) 拙著刊行後には、他にアルフェーヌスの所属階層および政治家としての経歴を詳細に検討したリーブスの論考(Liebs, PAV, 32-52)や、拙著237-240頁でも検討したアルフェーヌスの著名な断片であり、審判人団や市民団における部分の交代と全体としての同一性維持を論じたもの(D. 5, 1, 76 Alf. Lib. 6 Dig.)を、あらためて民事訴訟法史的・法思想的に検討したトゥレリ Turelli の連作も公刊されている(Turelli, A6D, 61-92; Turelli, NPA, 211-250)。拙著で扱った問題につき、少なくともこのような新しい寄与がなされていることを記しておきたい。
- (8) 同書及びスカエウォラの法学につき、まず拙著99-175頁を参照。
- (9) Gai. Inst. 2,97-3,87
- (10) D. 1,2,2,44 拙著220頁を参照
- (11) 「永久告示録」及び『告示註解』という法令・著作の歴史的性格及び編別構成・体系の有する特徴につき、まず吉原「再構成」及び『西洋法制史料選古代』における谷口貴都の解説を参照。あわせて、Berger, EDRL, p. 449における“Edictum perpetuum Hadriani”の項目と拙著242頁註14を参照。周知のことながら、「永久告示録」の再構成に関する基礎的・古典的研究もレーネルによるものであり、「永久告示録」と、ウルピアヌス、パウルス、ガーイウス、ユリアーヌスのあらわした各『告示註解』との異同に関する概観も Lenel, EP³, XVI-XXIV において提示されている。
- (12) セルウィウス『告示註解』の断片としてレーネルが伝える唯一の断片は、次のウルピアヌス法文である。「誰であっても、事務のために任命される者は支配人と正当に呼ばれるであろう。実際、セルウィウスも『ブルトゥスに宛てた〔告示註解〕書』の第1巻において、こう言っている。集合住宅管理人、又は誰かが建物のために任命した者、又は小麦の買い入れに任命した者となんらかの取引をなした場合に、任命した者は全面的に責を負うと。Cuicumque igitur negotio praepositus sit, institor recte appellabitur. Nam et Seruius libro primo ad Brutum ait, si quid cum insulario gestum sit uel eo, quem quis aedificio praeposuit uel frumento coemendo, in solidum eum teneri.」(D. 14,3,5, pr.-1 Ulpianus 28 ad Edictum) Lenel, PIC,

II, S. 322-323)

- (13) D. 1,2,2,44 Pomp. Lib. sing. E. (Lenel, PIC, I, S. 795-798) なお、拙著220頁も参照。
- (14) ただし、レーネルが行った『告示註解』系列著作の再構成を一瞥する限り、ガイウスの『市民係法務官告示註解 Ad edictum Praetoris Urbani』などは、第1巻が遺言にはじまりそれに次いで第2巻以降で遺贈に進んでおり、例外をなすようである (Lenel, PIC, I, S. 182-185)。
- (15) スカエウォラ『市民法論』の再構成をめぐる議論及び相続法分野にはじまるその編別構成上の特徴につき、拙著133-143頁を参照。
- (16) Lenel, Nr. 2; Gai. 1 ad edict. prov. 1 D. 2,1,11,2 (Lenel, PIC, I, S. 795) ただし、オーフィリウスがその説に賛成したという記述にとどまり、著書の一部を引用していたり、著書の巻数を示すような史料ではない。
- (17) 前註(11)で引いたバーガーの概観による。
- (18) Lenel, PIC, II, S. 421-898, 1019-1198
- (19) 拙著233-234頁, Roth, AD, S. 20-22 を参照。
- (20) Lenel, PIC, I, S. 37-53
- (21) (Lenel, Nr. 1) “Si is, qui testamentum faceret, heredibus primis nuncupatis, priusquam secundos exprimeret heredes, obmutuisset, magis coepisse eum testamentum facere quam fecisse Uarus digestorum libro primo Seruium respondisse scripsit: itaque primos heredes ex eo testamento non futuros. Labeo tum hoc uerum esse existimat, si constaret uoluisse plures eum, qui testamentum fecisset, heredes pronuntiare: ego nec Seruium puto aliud sensisse.” (D. 28,1,25 Jauolenus lib. 5 post. Labeonis)
- (22) (Lenel, Nr. 2) “Alfenus iureconsultus, Servii Sulpicii discipulus..., in libro digestorum tricesimo et quarto, coniectaneorum autem secundo: in foeder, inquit, quod inter populum Romanum et Carthaginienses factumst, scriptum inuenitur, ut Carthaginienses quotannis populo Romano darent certum pondus argenti puri puti. quaesitum est, quid esset purum putum. Respondi, inquit, ego putum esse valde purum, sicut novum novicium dicimus et proprium propicium, augere atque intendere volentes novi et proprii significationem.” (Gellius Noctes Atticae 7,5,1) (factumst は, factum として読んだ。本断片につき、レーネルの引くテキストをそのまま引用した)
- (23) (Lenel, Nr. 3) “Nam et Seruius respondit, ut est relatam apud Alfenum libro trigensimo nono digestorum: cum a Lusitanis tres capti essent et unus ea condicione missus, uti pecuniam pro tribus adferret, et nisi redisset, ut duo pro eo quoque pecuniam darent, isque reuertu noluisset et ob hanc causam illi pro tertio quoque pecuniam soluissent: Seruius respondit aequ-

um esse praetorem in eum reddere iudicium.” (D. 3,5,20, pr. Paulus lib. 9 ad ed.) (標題：パウルス『告示註解』第9巻)

- (24) デ・サルロのモノグラフは、アルフェーヌス『学説集』を対象とする本格的な研究であるが、本稿が対象とする編別構成の復元問題には独自の考えを示さず、アルフェーヌス『学説集』関連断片を、いわばパンデクテンの、すなわち(1)導入、(2)法の総則、(3)物と物権、(4)債務法、(5)家族法、(6)相続法、(7)贈与、(8)特別審理手続の順序に再配列してこれらの内容を順次検討するというアプローチをとっているので、本稿では検討の対象としない。デ・サルロは、アルフェーヌス『学説集』両要約の実在性や由来と並んで、その編別構成についてもレーネルの所説がひろく受容されたとする立場をとる (De Sarlo, AVD, p. 1f.)。
- (25) 前註(11)を参照
- (26) Lenel, PIC, I, S. 38, n. 1; Watson, LML, pp. 163, 166; Roth, AD, S. 21, 199
- (27) Lenel, PIC, I, S. 38-45; Nr. 4-30
- (28) Lenel, PIC, I, S. 45-53; Nr. 31-74
- (29) レーネルは、「パウルス要約」の再構成提案冒頭にあたり「どのようなにして、個々の事柄が市民法論より獲得されたものだろうか *Quemadmodum singulae res iure civili acquirantur?*」という疑問のかたちで註記をおこなっている。(Lenel, PIC, I, S. 45 n. 1)
- (30) 拙著234-235頁 Watson, LML, p. 166 言い訳めくが、筆者自身は、ワトソン説の全面的受容までは言明する決断を下せず、同説の紹介にとどめて体系説の検討への区切りを拙著内で設け、さらに「アルフェーヌスの体系よりも学説素材の方が後代の法学者にとって有用と評価された」という議論につなげようとしたものである。
- (31) 本稿第2章参照
- (32) Roth, AD, S. 196-200
- (33) Roth, AD, S. 197-198 なお、構成表の概要を翻訳紹介するにとどめ、サビーヌス『市民法論』及び「永久告示録」での対応巻数及び各標題を当てはめた断片のレーネル番号は割愛した。
- (34) 古典期後期においては、アルフェーヌス『学説集』の『パウルス要約』が書かれながら、その時代に即した『学説集』が、あたらしく書かれることはなかったことも気になることである。これも、今後の課題を果たすにあたっては念頭におきたい。